

平成二十七年八月十八日提出
質問第三八六号

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に
関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に

関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三七二号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、原爆投下はハーグ法（武力紛争法）にふれるか否か、政府の見解を問うたが、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三七二号）では、右質問に対し答えていない。改めて、原爆投下はハーグ法（武力紛争法）にふれるか否か答えられたい。

二 原子爆弾は、非人道的無差別殺人といえる大量破壊兵器だと政府は認識するか否か答えられたい。

三 前回質問主意書で、広島・長崎に原爆を投下したアメリカに対し、謝罪、反省を求めべきでないかと問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三七二号）では、「∴他方、戦後約七十年を経た現時点において米国に対し謝罪、反省を求めるよりも、政府としては、人類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器が将来二度と使用されるようなことがないよう、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指して、現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要であると考え。」と答弁されているが、日本として、具体的にどのような行動、発信をするか明らかにされたい。

右質問する。